

『2013年版 司法試験 完全整理択一六法 刑法』
お詫びと訂正

以下の箇所にて誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年2月4日現在

| 頁 | 訂正箇所 | 訂正前 | 訂正後 | 更新日 |
|----|---------|---|------------------------|-------------|
| 10 | 20～23行目 | 自己の責めに帰すべき事由により患者の生命に具体的な危険を生じさせた上、患者の親族から、重篤な患者に対する手当てを全面的にゆだねられた立場にあった被告人は、直ちに医療措置を受けさせる義務を負っていたといえ、被害者を放置して死亡させたときには不作為による殺人罪(199)が成立する。 | 削除 | 2012. 1. 10 |
| 11 | 下から2行目 | ① XがAを自の子ではないと思っていたとき | ① XがAを自分の子ではないと思っていたとき | 2012. 1. 10 |